

## 第8回臨時委員会会議録

委員長 ) 日程第1 開会宣言

委員長 ) 日程第2 会議成立の宣言

委員長 ) 日程第3 会議録署名委員の指名(宇佐見委員)

委員長 ) それでは、日程第4の審議に入ります。

第18号議案「平成24年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書について」を議題といたします。提案説明を求めます。

管理課長 ) <議案資料に基づき概略説明>

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員 ) これは、評価いただいたことについて、来年度に向けてどうしないといけないとか、どこをどうするという義務が何かあるのでしょうか。

管理課長 ) 特に義務ということはございません。予算に直接反映できない部分もありますが、各担当課がこの評価内容を読み込み、その取組課題や、事業計画の中にできるだけ反映させていきたいと思っております。

小石委員 ) 反映させる方法は、その都度ここで検討しながら、今回はこうしますということを我々が聞くチャンスは、どこかであるわけですか。

管理課長 ) 事務の進め方など細かい点については難しいかもしれませんが、施策や予算に反映できる部分については、予算の審議のときなどにご報告できると思います。

白川委員 ) 議会に報告するのは、何回目でしたか。

管理課長 ) 5回目でございます。

白川委員) 今までに、議会からの反応はどうでしたか。

管理課長) この評価結果は、議員には報告書として資料配付しますので、例えば決算や予算の委員会で、議員の方が質問される資料にはなっていますが、議会や委員会の場で、この報告書の中身自体が、取り立てて議論になった例はあまりなかったかと思えます。

白川委員) これからのことですが、教育委員会としては、もう少し先を見通して、例えば幼児教育とか子育ては、これから新しい子育てシステムが動き出しますから、そういう先を見越して、預かり保育等を取り立てて大胆に評価して行く必要もあるかと思えます。

学識経験者が指摘されたように、まんべんなく努力しているのがわかりますが、少しおとなし過ぎるというか、どの項目もまあまあという感じで自己評価していますよね。

過去5年間、評価はほぼ同じ形式でやってきたのですか。

管理課長) 当初は、妥当性や有効性、効率性などの観点から、A、B、C、Dの4段階を評価していました。その後、教育の中身がこの評価方法になじむのかという問題もあり、いったん個々の評価はせずに、総合評価として文章で表現したときもございましたが、また、今度はそれでは評価がやはりわかりにくいということで、平成22年度から今の表形式に戻した形をとっております。

委員長) 評価方式は、他市や、全国的な評価マニュアルのようなものを前提としているのですか。

管理課長) 他市の様式もさまざまございます。市長部局で別途行っ

ている事務事業の評価に、外部からの評価コメントを加えた体裁をとる自治体もあれば、本市のように一覧表になっているところもあり、細かい事務事業を挙げずに、もっと大きく柱ごとの施策評価の形をとっているところもございます。

小石委員) 　　どこも自己点検評価に対する外部評価は取り入れているわけですね。

管理課長) 　　はい。法の定めで、自己評価に加えて、外部の知見を活用するように、とありますので、外部の評価がセットになる形は同じでございます。

宇佐見委員) 　　学識経験者のお二方に評価をしていただくときは、今ここに書いてある以外にも資料を提供するのでしょうか。

管理課長) 　　はい。最初に教育指針などの基本的な資料にはお目通しいただいた上で、各課が評価したシートをお渡しして、先生からリクエストがあった資料については、さらに追加でお渡ししております。

宇佐見委員) 　　そうですか。とても細かい部分まで区切って評価していただいているので、毎年感心して見えています。

学識経験者の総合コメント、32ページで、最近話題になっている大津市や赤穂市の事件のこともあって、浅野先生が教育委員会への御提言をいただいていますね。これはすごく大事なことです。市民の方々にやっていることがなかなか伝わらない、ホームページにも出しておられるとは思いますが、何らかの方法によりアピールすることがやはり大事だと思うので、今度教育トークもあります。御提言いただいているような移動教育委員会とか、ホームページでももう少し詳しい情報発信も

考えてもいいのかなと思います。

事務局がとらえている課題とか方向性も読ませていただきましたが、何か昨年と同じような内容が書いてある項目が結構あったので、もう一步進めた形で何か取組ができないのかなという印象は受けました。

質問ですけども、16ページ、企画運営事業の事務監査の項目で、全小学校に対して事務監査を実施した結果の公表も重要であると評価いただいています。予定表を見たら夏休みに実施しておられますが、事務監査の内容はどのようなものでしょうか。もしわかれば教えていただきたいと思います。

管理課長) はい。夏休みに実施しておりまして、幼稚園と小・中学校へ、隔年で実施しております。今年も、管理課の学事担当、施設担当、教職員課、学校教育課と、教育委員会から一緒に現地に行き、2時間ほど実施しているところです。事務的な内容で、管理課では学校会計や、就学関係の書類、学校教育課は指導要録などについて、作成や、管理がきちっとしておられるかを確認します。

学校教育課長) 学校教育課は、指導要録等と公簿のチェックです。主に公簿がきちっと整理されているかをチェックしております。

管理課長) 施設関係では、施設台帳などのチェックといった事務処理の確認になっております。

委員長) すべての書類を見られるわけですか。

学校教育課長) 担当者は、事前に見るべき項目をまとめており、それがきちっと整っているかをチェックする形になります。

委員長) 例えば税理士が、いろんな元帳とか通帳関係を全部チェッ

クしながら経理環境をつくっていくところがありますが、それと同じ形で、現場で書類関係を全部チェックされるのですか。

管理課長) はい。学校園に出向いて書類を見ております。

宇佐見委員) もう一つ。同じ16ページ、活力に満ちた特色ある学校園づくりの推進にて、教育ボランティアを活用した部分で、活動人数が延べ662人、昨年度の1,170人と並列して書いてありますが、この人数に含まれている教育ボランティアは、どういう方たちでしょうか。

学校教育課長) 実際には謝金をお支払いする対象になっている方をカウントしている場合が多いです。それ以外の部分は、教育委員会ですべての記録が把握できませんので。

人数が減っているのは、22年度は子ども読書の街づくりの推進事業の最終の年で、各学校で、非常に多くの図書ボランティアの皆様にご協力いただいたことがあります。23年度は、その分がカウントされていませんので、かなり人数が減ったように見えます。

実際には、教育ボランティアとしては例年に変わらず活動は行われているとお考えいただきたいと思います。

宇佐見委員) 謝金をお支払いする数ということですね。わかりました。ということは、謝金をもらってないボランティアはもっとたくさんいるということですね。

学校教育課長) いらっしゃると思います。学校や教育委員会で、すべての数が把握できませんので。

宇佐見委員) 各学校で、謝金をいただいてないボランティアさんが、たくさんいらっしゃるのに、この人数なのかなという疑問で質問

させていただきました。地域連携事業のところに、別途分けて数が計上されているのかなと思ったのですが。

学校教育課長) すべてを掌握するのは難しいので、こちらでは記録上残るものだけをカウントしております。

委員長) 事務処理報告としては、例年どおりで、非常におとなしいと言えそうですが、きちっとした根拠資料を前提に自己評価をして、課題も記載されているし、評価の前提となる資料としては、それぞれきちっと見てとれる資料だと思いますね。

今、これを見られて、例えば事務当局でもう少し違った形の報告書の組み立て方とか、記載の方法とか、気がつかれたことがありますか。このやり方が、最善、最良かという点はいかがでしょうか。

管理課長) 先ほども少しふれましたように、市長部局においても、事務事業評価を実施しております。教育に関わる各事業が、そのやり方に馴染むものなのかどうか、ということはあるのですが、市長部局で作成する評価のシートを活用したような方法も考えられるかなとは思っております。

ただ、外部の評価委員の方から評価をいただく期間を設ける必要があるため、作業スケジュールとしては、市長部局での作成期間と同じタイミングで進めにくいところがあり、現在はこの形をとっております。その辺はまだ研究の余地があるかと思っております。

委員長) 先ほど白川委員が言われたように、教育委員会として、図書400選を出してみたり、読書は一つのテーマとして、戦略的に、これからもずっと継続すべきところでしょう。それか

ら、単にこれを報告書の作成だけに終わらせるのではなくて、ここから見えてくるものをもう1回チェックをして、次の戦略に使っていくという形はあってもいいかもしれないと思うんですね。事務当局としてはその点はいかがですか。

管理部長) 自己点検の中で一定のものを出していく中で、もちろん学識経験者の方の評価もお受けするわけですから、その中身をとらえて次年度、次々年度の予算の中でどういう形で反映をさせていくか、ということだと思っております。

この報告書ですが、一昨年までは12月ごろの報告になっておりまして、昨年度から9月議会に提出という形にしております。その決算委員会の中で、この内容も取り上げて、市議会議員の方が質問されますので、その中で一定、こちら側として必要な説明ができる部分があるのではないかと考えております。

白川委員) 細かなことですが、管理部長が言われた、例えば預かり保育のところは、次期から全体に広げていくというふうになっていきますし、高く評価していただいていますから、ここら辺のところは、予算要求の裏づけとしても強く推せますよね。

管理部長) はい。そのあたりにつきましては、この辺も受けて、予算要求に生かしていきたいと思っています。

白川委員) そういう方法で、これを役立ててほしいと思います。

それで、小さなところの質問ですが、21ページの留守家庭事業の児童会ですけれど、これスポーツ青少年課ですね。入級児童数がふえて、そして開級時間を延長してほしいという意見があって、評価の学識経験者がお2人とも、やっぱり民間事業の参入を考えたほうがよいと書いていますが、そうするとまた

お金がかかりますね。

やはりこの留守家庭事業への要望は、非常に高まってきているのですね。結構大変な問題になると思います。夏休みも事業をしているのですか。

スポーツ・青少年課長) 夏休みは、お盆の3日間以外はやっています。

委員長) 先ほど私が言いましたように、基本的には、このページのように、評価において工夫してほしいとか、期待するとか、必要であるとかいう形が、それぞれコメントがついているわけでして、これからのそれぞれの各事業についての方向づけがこの中にあるわけです。

これを、次の戦略上、どの程度取り入れられるものか、実行性と有効性において、どのように活用するかは、1回整理しておいてもいいのかもしれないね。

小石委員) いろいろな課題が整理されているわけで、これにどう取り組んでいくかについては、かなり意識的に今後やっていくのがテーマです。そういう課題を我々が得たということで、来年度に向けて少し考えていく必要があると確認することではないかと思いますね。

宇佐見委員) 昨年度までは、裏表紙に市民の皆様に向けてのメッセージがあったと思いますが、今年度は割愛されたのでしょうか。確認をお願いします。

委員長) では、確認しておいてください。点検と評価の報告書ですから、それ自体がメッセージ性のある文書といえなくもないですが、有益な文書だったらあるといいですからね。

管理課長) わかりました。確認させていただきます。



委員長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第18号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第19号議案「芦屋市社会教育関係団体登録の承認について」を議題といたします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員 ) この団体へ登録されると、場所の確保などが便利になるの  
でしたか。

生涯学習課長) 登録されると、登録証をお渡しして、それを提出すること  
で、大部分の市内施設使用料が安くなります。3割安くなる施  
設が多いです。ほかには、市内の広報掲示板にその会の募集や、  
お知らせなどを張ることができます。あと、毎月1日号の芦屋  
の広報紙に、市民の広場のページで、市民の方からの連絡事項  
を載せている部分に、同じようなお知らせの原稿を出すことが  
できます。掲示板も広報紙も、申請の窓口は生涯学習課です。

白川委員 ) コミスクも社会教育関係団体の登録団体なのですね。

生涯学習課長) 確かに、コミスク、PTAといった、いくつかの団体は、  
一般的な団体とは違う性質の団体があります。

白川委員 ) ついでですが、地域還元という分類で、1団体が登録から  
落とされていますが、地域還元という分類は何でしょうか。

生涯学習課長) 資料5ページ、芦屋市社会教育委員 教育関係団体 登録申請要領の抜粋中(1)、4行目の終わりに、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動とありますが、平たく言えば、例えば芸術関係の活動グループでしたら、自分たちが普段している活動を、ボランティアで施設などに行って、それを皆さんに見て楽しんでいただくとか、あるいは地域の方に、体験教室のような形で無料で教えたりして、皆さんにその技術を広げていこうという活動を行っているか、ということです。自分たちが普段やっていることを、自分たちだけではなくて、ほかの方にもそれを広めていくような活動、社会教育活動をしているような団体でないとだめですよということを、今回からは特に強調して言っています。

白川委員) 文言の上ではよくわかりますけども、具体的には、例えば詩吟のグループの地域貢献、還元といえ、どんなことでしょうか。

生涯学習課長) 老人ホームなどに行って活動されたり、体験入学じゃないですけど、詩吟とはこういうものですよ、皆さん一緒にやりませんか、参加者を体験募集しておられたりということでしょうか。

そういう活動を何かやりましたということが書けるように、申請書の中に記載部分があります。

白川委員) リズム体操の人たちは、1年間、自分たちの活動はしているけれども、地域の皆さんに対しては活動をしておられなかったということですね。

生涯学習課長) はい。そうです。

委員長) この制度趣旨からすれば、市民の社会文化活動を支援しようということですね。だから支援型によるアプローチは、極力すべきであるという強い意見を私は持っているわけです。そういう意味で、グリーゾーンの団体は、誘導する対象で、支援型でアプローチしていただくとすれば、先ほど件数が少なくなっていて、今回6件も認めない団体が出ていることは、若干気になるころではあります。

別件で、6ページですが、団体数が416が、今回は320。申請326に対して320になってきているわけですね。平成21年、今回が平成24年ですね。約100件少なくなっているのは、原因や事情は何でしょうか。

生涯学習課長) 高齢化による理由が大きいようです。会員の方がお年を召され、活発な活動ができなくなっています。例えば年1回とか集まって、何かをするだけなら、登録していただくための一定の書類を出す手続きも考えると、もう登録まではしなくてもいいかなという団体も結構あると聞いております。

委員長) 手続きがハードルになっているのであれば、利便性を持たせることが大事だと思いますがね。団体の数が少なくなって、元気さもなくなると、何とも暗い感じにならないかという気がします。

もう一つ、6件が不受理で入ってしまして、これには明確な対象項目と理由がついております。問題は、認められなかった件について、納得が得られるのでしょうか。

生涯学習課長) ここは新規の団体です。社会教育委員の会でも社会教育関係登録団体とはどういうものかを考えたときに、グループ活動

だけではいけないだろうというご意見がありました。もちろんグループでも、活動を活発にさせていただくのはすごくいいことですけれども、施設利用料を3割減免できる補助、直接お金を交付するわけではないですが、援助を受けるわけですから、やはり一定の原則に基づいて社会教育活動をやっていただく必要があると考えています。

新規の団体ですから、今回そのことをお伝えして、次回、それをやっていただいたら、もちろん登録は追加登録もごさいます、ということで説明をさせていただくということになっております。

宇佐見委員) この対象外になった6団体は、今後改善ができれば登録は可能ですか。

生涯学習課長) もちろんそうです。毎年6月15日から6月末日まで、12月10日から12月25日まで、それぞれ申請していただける期間がございます。

宇佐見委員) 年に2回、登録のチャンスがあるということですね。

生涯学習課長) はい。

宇佐見委員) 社会教育団体に登録されなくて、例えば完全に私塾としてされて施設を使ってらっしゃる団体はあるのですか。

生涯学習課長) 数までは把握できておりませんが、市民センターなどでは、もちろんそういう団体もございます。

宇佐見委員) 例えば何曜日のどこの場所を使いたいという場合に、登録団体については優遇されることがあるのでしょうか。

生涯学習課長) 場所取りについては、優遇は特にごさいません。一般の利用希望団体と同じ申し込みの期間に申し込んで、希望者が多数

であれば、抽選になります。

委員長) 基本的には納得をしていただくということで、つぶすのではなくて、支援して、こちらの枠の中に極力入れるという形が必要じゃないかなと感じます。数が減っていることに、芦屋の文化として若干心配をします。

白川委員) 何年か前はふえ続けていて、少し多過ぎますね、という議論をした記憶がありますが。

生涯学習課長) はい。芦屋市はすごく特異で、登録団体数はほかの市に比べて多いです。ほかの市は、例えばコミスクやPTAとか、そういうところだけです。芦屋はすごく門戸を広げて、委員長がおっしゃるように、そういう活動をバックアップしようということで、参入のハードルをすごく低くした時期がありましたので、今は逆に、少し多すぎるのではないかとと言われるぐらいです。

そのあたりから、社会教育関係団体は、本来どうあるべきかということを見直し、本来の基準で登録をしているところでは、

委員長) なるほど。一気に数が少なくなったので、芦屋の市民文化の元気が極端になくなったのではないかと思いました。では、本年度は切りかえということで、約320団体を承認するということですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第19号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第20号議案「芦屋市立美術博物館協議会委員の委  
嘱について」を議題といたします。提案説明を求めます。

生涯学習課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

宇佐見委員） これは今までなかった協議会を新たにつくるということ  
ですか。

生涯学習課長） 協議会自体は以前からありまして、開催自体に間があいて  
おりました。直近では21年度に6回開催しております。  
21年3月25日の協議会で、新たに委員をお願いしましたが、  
もちろん任期も切れており、委員が不在の状態で行いました。

委員長） 今この中に前からの方はおられますか。それとも全部新任  
の方ですか。

生涯学習課長） はい。今回はすべて新任の方となります。

委員長） もう一つ、今、美術博物館は指定管理をしていますよね。  
この美博の協議会を開催することの価値、目的はどうなってい  
るか、御説明願います。

生涯学習課長） 現在、これは会長が招集するという方法になっていますが、  
会長が招集し、美術博物館の運営、方針、費用、そういう管理  
運営についての意見を、協議会の中で話し合います。協議会に  
は、館長も含め、指定管理者の方にも出席いただき、意見を参  
考にした上で、よりよい事業をしていただくという形を考えて  
おります。

委員長） なるほど。協議会自体は教育委員会の設定で、指定管理を

しているが、美術博物館の運営についてはいろいろなお知恵とか意見を出してもらおうという内容で、もう1回再開しようということですね。

生涯学習課長) はい。

白川委員) 会長はどのようなふうに使われますか。

生涯学習課長) 会長、副会長は、1回目の協議会を開いたときに委員の互選によって選ぶことになっております。

宇佐見委員) 1回目の会議はいつを予定されていますか。また、年に何回ぐらいを予定されていますか。

生涯学習課長) はい。1回目の予定は8月29日です。年間では1～2回を予定しております。今までは1回の場合が多かったのですが、内容により、もう少し年度の初めのほうに開催して、年度末近くでまた1回とか、そういう形がいいのかなとは考えております。

小石委員) この協議会は、置くことができるとありますが、別に常駐するということじゃないわけですね。必要に応じてとなると、今回何か必要性を感じてつくられたということですか。

生涯学習課長) 前回の開催から期間もあいており、その間に3年間の指定管理へ移行しました。指定管理も1年が経過し、去年1年の事業や、次の指定管理に向けての考え方と、美術博物館として管理運営の方法や事業のあり方について御意見を再びいただく必要があるのではないか、ということで開催するものです。

白川委員) この協議会ですが、協議会の協議内容や議題はどこから出すのですか。例えば、次期の指定管理についての意見は言えないですよ。何をどこまで協議することになるのですか。

生涯学習課長) 議題は事務局から提案させていただくときもありますが、提案に当たっては、事前に指定管理者にも確認してからの提案となります。

委員長) 例えば美術博物館の運営についてなど、問題点としては提出されていますか。

生涯学習課長) 問題点といいますか、取組んでいることではございますけれども、集客を上げることが第一ですので、その点について、美術博物館の指定管理自身も、いろいろ試行錯誤と努力をしているところです。こういう審議会や協議会を行う際には、やはりこういった工夫が必要なのかという御意見をいただきたいということではございます。

委員長) 美術博物館はいろいろな運営をするについて、こうしてほしい、何が必要だということは、美術博物館なりに考えているとは思いますがね。円滑に運営が行われているかどうかは、事務局は把握していますか。

例えば、収蔵庫に眠っているこの作品を動かしてみようというようなレベルでは余り意味がないわけですよ。芦屋の美術博物館がこれからどういうふうに生きていくのか。その点については、このメンバーからもいろんな意見が出てくるであろうと思います。

ただし、現場が十分認識していないで、事務局のためだけに開催しても意味がないわけで、芦屋の文化、美術博物館の位置づけ、そのあたりのダイナミックな構想力を、事務局が押しつぶすことはあってはならないと思います。今の美博が抱えている問題は、きっちり誠実に受けとめ、そしてこの協議会に出し



て、どういうものをつくっていくのかが議論できるのであれば、価値があると思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第20号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

もう一つ、事務局のほうから報告事項として、岩園幼稚園の入園募集のことについて御報告があるということで、この委員会を継続してご報告をいただいでよろしいか。

管理部長 ) はい。

委員長 ) では、お願いします。

管理部長 ) 〈概略説明〉

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

この問題は決議事項というわけではありませんが、来年度の岩園幼稚園の園児募集があるかないかについて、父兄の人たちが若干不安な状況になっておられるということで、募集の時期は10月ですが、来年度については「募集を行なう」という報告を、本日の教育委員会でお受けしたうえで、今後これをパブリックにしていきたいと事務局では考えておられます。

では、この点については御意見、御質問等があれば、委員の皆さんにお聞きして、この御報告について承認するかどうかという形で決議をとらせてもらいましょうか。

管理部長 ) はい。よろしく申し上げます。

委員長 ) いかがでしょうか。事務当局としては、来年度4歳児、5歳児、例年どおり募集する予定であるという形で広報を進めるとのことのご報告です。

管理部長 ) つけ加えて申しますと、岩園幼稚園の建替の時期が確定していませんので、平成26年度に関しては、今の段階ではどうするのか、まだ何とも申し上げられません。逆に26年度について、保護者のかたから聞かれたら、「募集しない可能性はある」というような形でしかお答えできないような状況でございます。

委員長 ) わかりました。

管理部長 ) 特に私立の幼稚園が、9月から次年度の募集に入りますので、保護者のかたも、少しでも早く知りたいこととお問い合わせもかなりいただいております。

委員長 ) そうしますと、次年度は4歳児を含めて募集ということで、それ以降、次々年度においては4歳児の募集がない可能性もあるということの御報告を受けたということで、これを委員会としては承認するという形で一応決議としてとっておきたいと思っております。

御異議ないということによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

それでは承認といたします。

委員長 ) 日程第5 閉会宣言